

【契約書別紙】

指定訪問介護重要事項説明書

〈令和6年 6月1日現在〉

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 駒ヶ根市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 長野県駒ヶ根市梨の木2番25号
- (3) 電話番号 0265-81-5900
- (4) 代表者氏名 駒ヶ根市社会福祉協議会会長 有賀 秀樹
- (5) 設立年月 昭和40年4月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・令和2年4月1日指定
長野県2071000034号
- (2) 事業の目的 介護保険法により要介護の状態となった者で、事業所を利用するものに対し適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 駒ヶ根市社会福祉協議会ふれあい・平成11年11月30日指定
長野県2071000034号
- (4) 事業所の所在地 長野県駒ヶ根市梨の木2番25号
- (5) 電話番号 0265-81-5900
- (6) 管理者 氏名 岩崎 真理
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の意思及び人権を尊重し、可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した生活を営むことができるよう援助する。
- (8) 開設年月 昭和44年4月1日

(9) 事業所が行っている他の事業

- [介護予防訪問介護] 令和 6年 4月 1日指定 長野県2071000034号
- [障害者居宅介護] 平成30年10月 1日指定 長野県2011000052号
- [障害者同行援護] 平成30年10月 1日指定 長野県2011000052号
- [障害者行動援護] 平成30年10月 1日指定 長野県2011000052号
- [地域生活支援] [高齢者世帯家庭援助] [ハッピーママサポート]

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 駒ヶ根市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
サービス提供時間帯	24時間実施

4. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名			1名	兼務
2. 事業所長	1名			1名	兼務
3. サービス提供責任者	2名			2名	兼務
4. 訪問介護員	5名	8名	6.5名	2.5名	
(1) 介護福祉士	5名	4名			
(2) 訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級) 課程修了者	0名	0名			
(3) 訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級) 課程修了者	0名	4名			
(4) 訪問介護養成研修3級 (ヘルパー3級) 課程修了者	0名				

※事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）に示され、これを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を行います。）

○入浴介助・清拭・洗髪・着替え

…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。

…入浴、清拭等に伴い衣類の着脱の介助を行ないます。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○通院等の乗車・降車の介助を行います。

○その他必要な身体介護を行ないます。

※ 医療行為はいたしません。

② 生活援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。（預貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

○その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

③ その他、必要に応じて日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について（契約書第8条参照）

介護保険負担割合証1割の場合 利用料金は下記のとおりとなります。

区分	提供時間	身体介護 0 (20分未満)		身体介護 1 (30分未満)		身体介護 2 (30分以上1時間未満)		身体介護 3 (1時間以上1時間30分未満)	
	提供時間帯	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
身体介護	昼間	1790円	179円	2680円	268円	4260円	426円	6240円	624円
	早朝・夜間	2240円	224円	3360円	336円	5320円	532円	7800円	780円
	深夜	2700円	270円	4030円	403円	6390円	639円	9360円	936円
	1時間以上の場合、624単位に所要時間30分増すごとに90単位加算した額となります。								
区分	提供時間	生活援助 2 (20分以上45分未満)		生活援助 3 (45分以上)					
	提供時間帯	料金	利用料	料金	利用料				
生活援助	昼間	1970円	197円	2420円	242円				
	早朝・夜間	2460円	246円	3030円	303円				
	深夜	2960円	296円	3630円	363円				
	生活援助3について、45分以上の時間は訪問介護計画に基づくサービス内容を終えたら随時終了とさせていただきます。								
区分	提供時間	20分以上45分未満		45分以上70分未満		70分以上			
	提供時間帯	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料		
身体生活（身体介護に引き続いて生活援助を行う）	昼間	身体介護の時間に応じた単位に72単位加算した額		身体介護の時間に応じた単位に143単位加算した額		身体介護の時間に応じた単位に215単位加算した額			
	早朝・夜間	介護給付費単位数サービスコード表によります。							
	深夜								
通院等乗降介助	昼間	1070円	107円	・利用料金は片道につき1070円(利用料107円)で交通費別途ご負担いただきます。 ・走行距離3km以内・・・500円、3kmを超える場合は走行km数×100円となります。					
	早朝・夜間	1330円	133円						
	深夜	1610円	161円						

介護保険負担割合証 2 割の場合 利用料金は下記のとおりとなります。

区分	提供時間	身体介護 0 (20分未満)		身体介護 1 (30分未満)		身体介護 2 (30分以上1時間未満)		身体介護 3 (1時間以上1時間30分未満)	
	提供時間帯	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
身体介護	昼間	1790円	358円	2680円	536円	4260円	852円	6240円	1248円
	早朝・夜間	2240円	448円	3360円	672円	5320円	1064円	7800円	1560円
	深夜	2700円	540円	4030円	806円	6390円	1278円	9360円	1872円
	1時間以上の場合、624単位に所要時間30分増すごとに90単位加算した額となります。								
区分	提供時間	生活援助 2 (20分以上45分未満)		生活援助 3 (45分以上)					
	提供時間帯	料金	利用料	料金	利用料				
生活援助	昼間	1970円	394円	2420円	484円				
	早朝・夜間	2460円	492円	3030円	606円				
	深夜	2960円	592円	3630円	726円				
	生活援助3について、45分以上の時間は訪問介護計画に基づくサービス内容を終えたら随時終了とさせていただきます。								
区分	提供時間	20分以上45分未満		45分以上70分未満		70分以上			
	提供時間帯	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料		
身体生活（身体介護に引き続いて生活援助を行う）	昼間	身体介護の時間に応じた単位に72単位加算した額		身体介護の時間に応じた単位に143単位加算した額		身体介護の時間に応じた単位に215単位加算した額			
	早朝・夜間	介護給付費単位数サービスコード表によります。							
	深夜								
通院等乗降介助	昼間	1070円	214円	・利用料金は片道につき1070円(利用料214円)で交通費別途ご負担いただきます。 ・走行距離3km以内・・・500円、3kmを超える場合は走行km数×100円となります。					
	早朝・夜間	1330円	266円						
	深夜	1610円	322円						

介護保険負担割合証 3 割の場合 利用料金は下記のとおりとなります。

区分	提供時間	身体介護 0 (20分未満)		身体介護 1 (30分未満)		身体介護 2 (30分以上1時間未満)		身体介護 3 (1時間以上1時間30分未満)	
	提供時間帯	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
身体介護	昼間	1790円	537円	2680円	804円	4260円	1278円	6240円	1872円
	早朝・夜間	2240円	672円	3360円	1008円	5320円	1596円	7800円	2340円
	深夜	2700円	810円	4030円	1209円	6390円	1917円	9360円	2808円
	1時間以上の場合、624単位に所要時間30分増すごとに90単位加算した額となります。								
区分	提供時間	生活援助 2 (20分以上45分未満)		生活援助 3 (45分以上)					
	提供時間帯	料金	利用料	料金	利用料				
生活援助	昼間	1970円	591円	2420円	726円				
	早朝・夜間	2460円	738円	3030円	909円				
	深夜	2960円	888円	3630円	1089円				
	生活援助3について、45分以上の時間は訪問介護計画に基づくサービス内容を終えましたら随時終了とさせていただきます。								
区分	提供時間	20分以上45分未満		45分以上70分未満		70分以上			
	提供時間帯	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料		
身体生活（身体介護に引き続いて生活援助を行う）	昼間	身体介護の時間に応じた単位に72単位加算した額		身体介護の時間に応じた単位に143単位加算した額		身体介護の時間に応じた単位に215単位加算した額			
	早朝・夜間	介護給付費単位数サービスコード表によります。							
	深夜								
通院等乗降介助	昼間	1070円	321円	・利用料金は片道につき1070円(利用料321円)で交通費別途ご負担いただきます。 ・走行距離3km以内・・・500円、3kmを超える場合は走行km数×100円となります。					
	早朝・夜間	1330円	399円						
	深夜	1610円	483円						

☆ サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆ 1人のヘルパーによる介護は困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

【加算項目】

① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで
加算割合	100分の25		100分の25	100分の50

② 当事業所では次の体制又は、対応の内容等により、下記のとおり料金を加算させていただきます。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10/100	割合証による	

<算定要件>

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、下記ア、イに取り組む事業所により提供されるサービスについて評価が行われます。

ア 体制要件（計画的な研修の実施、会議の定期的開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期健康診断の実施、緊急時における対応方法の明示、熟練した訪問介護従業者の同行による研修）

イ 人材要件（訪問介護等従業者要件、サービス提供責任者要件）

※ 上記の利用料金表は特定事業所加算Ⅱの10%を加算した額となっています。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時対応加算 (身体介護を伴う場合)	1,000円	100円	1回の要請につき 1回、利用者1人に対し月2回を限度
訪問介護初回加算	2,000円	200円	初回月、1回のみ
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の24.5%加算		

- ☆ **緊急時対応加算**は、利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図りケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者またはその他の訪問介護員などがサービス計画にない訪問介護を行なった場合、ご負担いただきます。（ただし、要請後 24 時間以内に訪問を実施した場合に限りです。）
- ☆ **訪問介護初回加算**は、新規に訪問介護計画を作成し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行なう場合、または他の訪問介護員などが訪問介護を行なう際に同行した場合、ご負担いただきます。
- ☆ **介護職員等处遇改善加算**は、介護現場で働く方の処遇改善を行い、人材確保に努め、良質なサービス提供が続けることができるようにするための加算です。利用総単位数の 24.5%ご負担いただきます。
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（3）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 8 条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

（4）交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費(1 kmあたり 37 円で積算した額)をいただきます。

（5）利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日までにお支払い下さい。お支払方法は、あらかじめ登録した指定金融機関による口座振替となります。なお、他のお支払方法をご希望の方はご相談ください。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(6) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の朝（ご利用時間が早朝の場合は前日）までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日又は朝までに申し出がなく、当日、ヘルパー訪問時に利用中止を申し出られた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日又は朝までに申し出があった場合	無料
訪問時での利用取消、留守の場合	基本利用料の2分1

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する時間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交代（契約書第6条参照）

① ご契約者からの交代の申し出

選任された訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交代を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交代

事業者の都合により、訪問介護員を交代することがあります。

訪問介護員を交代する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（４）サービス内容の変更（契約書第 10 条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（５）訪問介護員の禁止行為（契約書第 14 条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

（６）サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画の作成などはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点やサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。（担当の訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。）

＜サービス提供責任者の業務＞

- ① 訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③ 居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④ 訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示

- ⑤ 訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥ 訪問介護員の業務管理
- ⑦ 訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧ その他サービスの内容の管理について必要な業務

(7) 個人情報保護について

- ① 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。
- ② 事業所及び従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、保持するものとします。
- ③ 従業者であった者が従業者でなくなった後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとします。

(8) 緊急時の対応

訪問介護員等は、訪問介護サービス提供時に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医、家族への連絡をおこないます。

(9) 事故発生時の対応

利用者に対する訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、訪問介護事業所長等に連絡を行うとともに必要な措置を行います。

(10) 第三者評価の実施状況・・・無し

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者は次の者としします。

虐待に関する責任者	管理者
-----------	-----

- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果について従業員への周知徹底
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等、利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8. 身体拘束の禁止

事業所は、サービスの提供にあたっては利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するための緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

9. ハラスメント防止

事業所においては、利用者に対してより良い介護サービスを提供できるよう環境を確保するとともに、介護現場で働く職員の安全を確保し、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的としてハラスメントの防止に取り組みます。

10. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

苦情受付担当者 中原 理恵 苦情解決担当者 岩崎 真理

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後17時00分

（2）第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

名 前	連絡先
窓口に掲示	電話 81-5900 FAX 81-5745

（3）行政機関その他苦情受付機関

駒ヶ根市役所 福祉課	所在地 駒ヶ根市赤須町20番1号 電話番号 0265-83-2111 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後17時00分
国民健康保険団体連合会	所在地 長野市大字西長野字加茂北143番3 (長野県自治会館内) 電話番号 026-238-1580

重要事項説明確認書

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 駒ヶ根市梨の木2番25号
名称 駒ヶ根市社会福祉協議会ふれあい

説明者

所属 駒ヶ根市社会福祉協議会ふれあい

氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについての重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

(代理人)

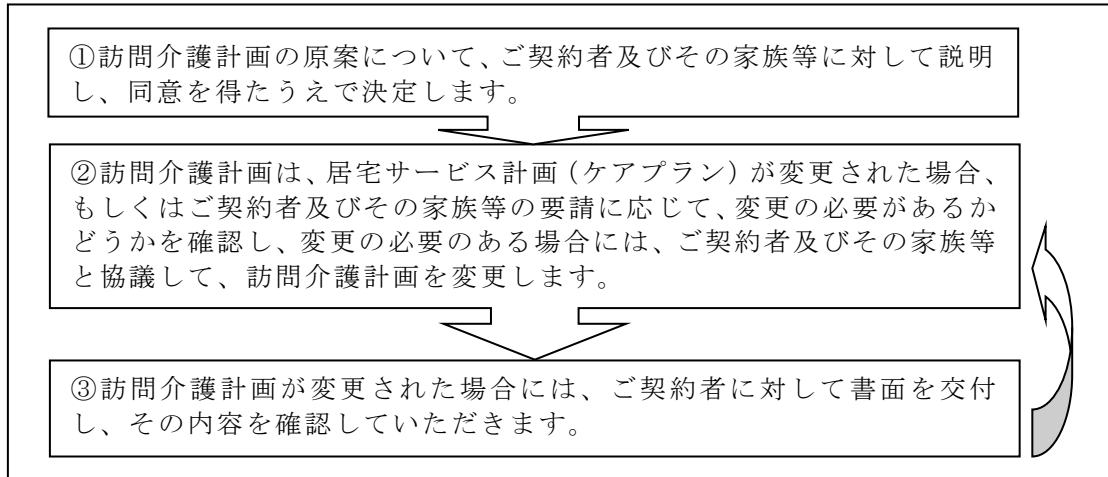
住 所 _____

氏 名 _____(続柄 _____)

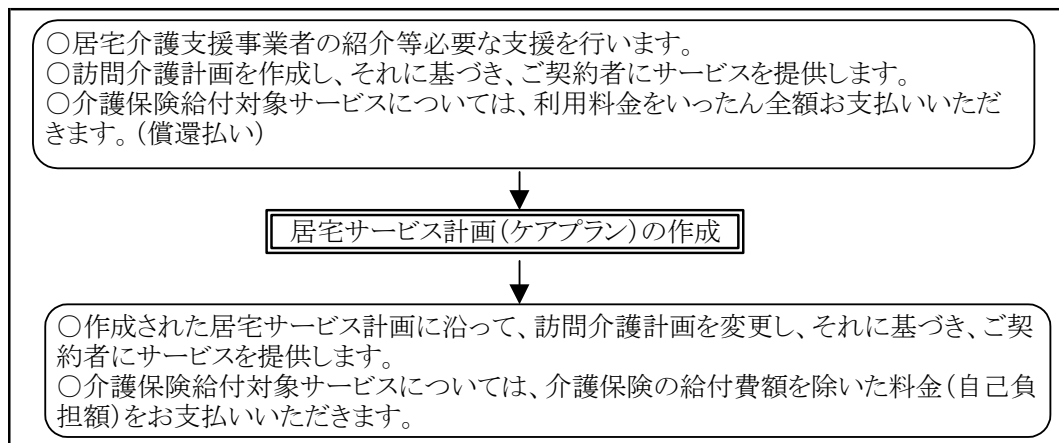
<重要事項説明書付属文書>

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

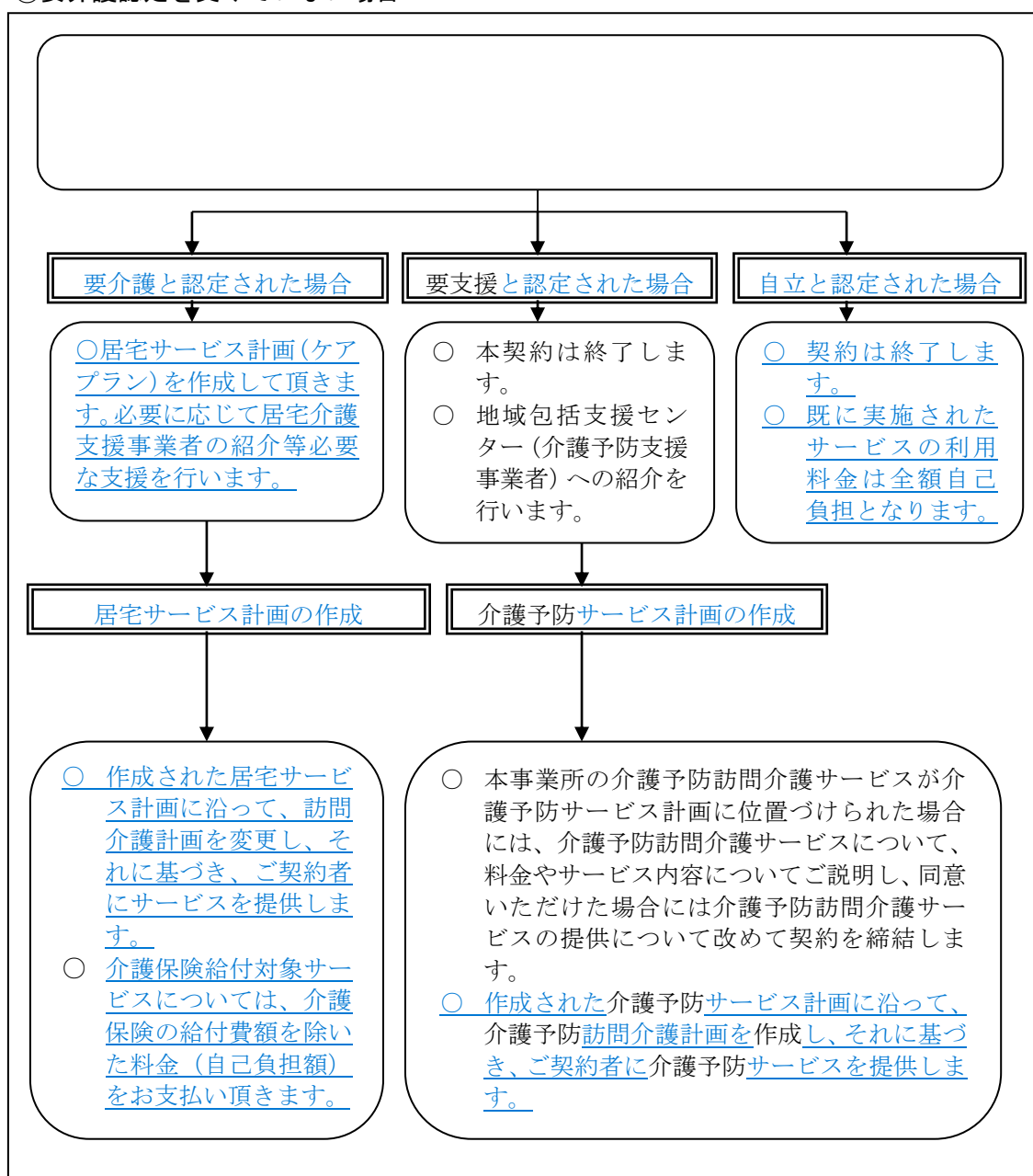


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。



①要介護認定を受けている場合

②要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに

に、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

- ・ ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

3. 損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 18 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の○日前（※最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが○か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。